

毛利家編纂事業史（其の四）

広田 暢久

十三 防長倶楽部と両公伝編纂所

大正三年六月、当時山口県出身で政官界のリーダーとなっていた柴田家門・江木千之（以上貴族院議員）・上山満之進（農商務次官）など十人が集合し、お互の情報交換と親睦を深め、併せて山口県人としての結束を強めるための会合を開いた。これが、「防長倶楽部」の発足^①である。従って、本会はかつての「防長史談会」のように、一つの目的に向っての会則と組織をもち、会の発展のため会誌を発行するという積極性のある団体ではなかった。東京に数多くみられる県人会の一つであり、一緒に会合し会食することにより、相互の親睦と理解を深める会であった。

このような、山口県出身者（本籍山口県人を含む）の会合する場があるということは、無名人にとっては権官や有力者に認められる格好の場であり、有名人にとっては自分の権威を示す晴れの舞台であった。また、この会は平素入

手することのできぬ情報を得ることのできる場でもあった。従って、本会は山口県出身者又は本籍が山口県の者は誰でも入会でき、当日の会費を払って会合に出席する以外に、何らの拘束を受けることのない会であり、会は毎年二回ほど開催された。このため、数年のうちに会員は六百余名を数えるに至ったので、大正八年頃「財団法人防長俱樂部」に組織替えをし、評議員を選出して評議員会を開き、同会が俱樂部の運営に当ることになった。

右のような単なる県人会であった「防長俱樂部」が突然変質し、「国家主義」を鼓吹して「防長精神」を高める組織に転換する事件が起った。これが、大正十二年十二月二十七日に発生した「虎ノ門事件」である。時の摂政(当時皇太子、現天皇)をピストルで狙撃したこの事件は、無政府主義者の事件として、国民に大きな衝撃を与えた。とくに、山口県人にとってはこの事件は致命的な打撃となった。それはこの事件の犯人が、山口県選出代議士難波作之進の息子大助であったからである。この事件は、とりわけ「防長俱樂部」の会員にとり他人事ではなく、会員自身の問題として受けとめられた。なぜなら、難波作之進が会員の一人であり、会員は山口県出身といっても、その子女の多くは東京生れで東京育ち、山口県人としての自覚の薄いことをその親である会員は感じていた。その矢先に、今回の事件が発生したのである。「防長俱樂部」としては、仲良し会であった会自身の反省をこめ、今後の会の進め方について、新しい方向を打ち出す必要性があった。

事件発生後、難波作之進は代議士を辞任し、同時に「防長俱樂部」も退会して難波家は絶家することにした。(蛇足だが難波家は毛利家の重臣寄組清水家の家臣で、名門であった。)「防長俱樂部」は事件後の十二月三十日に評議員会を開いて今後の対策を協議し、翌十三年一月六日にまたも評議員会を開催して、左のような決議文を採決した。

狂漢、鹵簿ヲ侵ス。恐懼措ク所ヲ知ラズ。況ンヤ彼ガ御国ノ所出ナルヲ聞クニ於テオヤ。吾等ノ旧藩公ハ、吾等ノ先輩父祖ヲ率
キ、身家ヲ忘レテ王事ニ尽クシ、克ク維新ノ鴻業ヲ翼賛セリ。然ルニ今ヤ此恨事ヲ生ズ。痛恨何ゾ加ヘン。茲ニ吾等ハ在県ノ諸友

ト共ニ、愈々益々勤王ノ国風ヲ頌揚シ、奮励努力報効ノ実ヲ挙ゲンコトヲ宣誓ス。

右の文から読みとれることは、明治維新を成就した山口県人の業績を踏みにじった者に対する県人としての怒りと共に、この事件を惹起した同県人の不始末に対して慚愧の念を吐露し、これを改善するため「勤王の国風」を発揚することを誓っている。

そこで、「防長俱樂部」としては「勤王の国風」を発揮するため、機関誌を発行することにした。機関誌第一号は大正十四年八月に発行された。この創刊号は「虎ノ門事件特集号」とも称すべきもので、右の決議文を掲載し評議員会での議題を報告している。二号から八号に至る昭和六年までは、理事会・評議員会・総会の議題や記事を記載しているが、とりわけ「勤王の国風」を発揚するような記事は見当らない。このようなことは、理事会などでは当然論議されたことであろうが、このことは機関誌に反映されていない。

こうした「防長俱樂部」の機関誌の内容が一変するのは、昭和七年四月発行の第九号からである。本号から「勤王の国風」に関する論文が毎号掲載されるようになる。なぜこのようにこの年から変化したのかとその内容を見ると、これは毛利家の「両公伝編纂事業」が軌道にのり、同所員が研究成果を積極的に「防長俱樂部」に寄稿するようになったからである。なかでも妻木忠太編纂主任は、毎号一編以上の論文を投稿し、このことは「防長俱樂部」が用紙不足で停刊する昭和十七年まで続いた。ちなみに、両公伝関係者の論文を紹介すると次のようになる。

(昭和七年) 第九号

周布政之助翁について

妻木忠太

(同) 第十号

吉田松陰先生の歎辭と松陰神社

妻木忠太

(同) 第十号

松陰神社の建築と昇格

上山満之進

(同) 第十一号

吉田松陰先生の勤王鼓吹と入江杉藏の建言

妻木忠太

(昭和七年)	第十一号~第五十三号	吉田松陰略伝	妻木忠太
(同)	第十二号・第十三号	竹島開拓の議と征韓論	妻木忠太
(昭和八年)	第十四号~第三十三号	長藩文久辛酉の建白と即今攘夷論	妻木忠太
(同)	第十八号~第二十二号	毛利大膳大夫の由来	伊木寿一
(昭和九年)	第二十二号	史上に湮滅せる撰津助公清尊・助法眠教乗	三坂圭治
(昭和十一年)	第三十四号~第四十七号	世子公の東下と其周旋	妻木忠太
(同)	第三十四号~第三十五号	長井雅楽の周旋について	杉 敏介
(昭和十七年)	第五十三号	車駕の賀茂及石清水行幸と八月十八日の京変	妻木忠太

右の論文を通し、「防長俱樂部」の目的とした「勤王の国風」が何であったかを知ることができる。それは、尊王精神を強調することにより、防長の先覚が明治維新を遂行したという事業の顕彰である。このような論文の書ける者は、毛利家の編纂員以外にいなかった。とくに妻木は、吉田松陰についてその履歴を毎号連載した。従って、妻木にとっては「勤王の国風」は「防長精神」であり、「防長精神」は「吉田松陰」によって具現化された。このようにして、「防長俱樂部」と「両公伝編纂所」は、「勤王の国風」実現のため、妻木を媒介して結びついたのであった。

①防長俱樂部第一号。

②史料は①と同じ。なお、この節の史料はすべて同史料一号~四十五号による。

十四 奉勅討伐論争と三卿伝編纂事業の中止

三卿伝編纂事業のことは(其の三)八節でふれたように、昭和三年にはほぼ成稿ができた。瀬川秀雄所長は、この成稿に全編にわたって監修者として手を入れ、昭和六年には完全原稿が完成し、印刷所に稿本を渡す段階となった。この時点で、思いもよらぬ一大事件がもち上った。世にこれを、「毛利家奉勅討伐論争」と呼んでいる。

この事件は「毛利元就卿伝」に、瀬川所長が「毛利元就・隆元両公が、勅を奉じて陶晴賢を敵島に討伐した」ということは、確実な史料が未発見であるため、本文中に記載することを避け、付記として記述した^①という点にあった。当時、この「奉勅討伐」と「三矢の教訓」は、毛利家の誇るべき逸話として、広く世間に知られていたことである。とくに前者は、毛利元就に対する贈位策命文や、明治三十一年山口市香山墓地に建立された勅選の神道碑に明記され、疑うことのできない歴史的な既成事実であった。この事実を疑うことは、毛利家の勤王事績に対する挑戦ともみなされるものであった。

同年二月、毛利家家政協議人五人と財政主管者西園寺八郎、それに当主である毛利元昭が加わり、会合をもった。そこで討議されたことは、なぜこのような記述をしなければならぬかについて、瀬川所長に質問することであった。さっそく、家令中村芳治が瀬川所長宛に照会状を出し回答を求めた。同年三月、瀬川所長は大意左のような回答書を提出した。

一、奉勅討伐は「中古日本治乱記」の記述である。同書は豊臣秀吉の祐筆であった山中長俊が後年編纂したもので、根拠の薄弱なものである。従ってこの「奉勅討伐」のことは、当時関西地方に流布していた説話の一つであろう。ほぼ同文のものが、山口常栄寺にもあるが、これは同寺が隆元の菩提寺であり、寺僧が「中古日本治乱記」の文を

採用したと考えられる。この「中古日本治乱記」には、二通の文書が記載されていて、一通は毛利隆元疏上文、一通は陶晴賢追討の繪旨である。そこで、以下の理由によってこの文書は「真正ノモノニアラザルガ如ク思惟」^⑥するものである。

(1) 疏状(隆元上奏文)に、従五位下備中守隆元(中古日本治乱記)、大膳大夫隆元(常栄寺)との署名があるが、隆元が従五位下・大膳大夫となったのは永禄三年のことであり、疏状奉呈時の天文二十二年より六年後のことであって事実と異なる。

(2) 隆元の疏上奉呈日が天文二十二年十二月となっているが、このようなことはあり得ないことである。なぜなら、元就が陶晴賢討伐を決定したのは、翌二十三年五月以後のことであり、奉呈時にはまだ方針が確定していなかった。このような態度未定時に、一族の中で隆元が父や兄弟を差し置いて、陶追討の疏状を奉呈することのあり得ないことは明瞭である。

(3) 繪旨の降下は天文二十三年正月である。仮りにこの繪旨降下が事実とすれば、毛利家はその時点で陶追討の態度を鮮明にしたことであろう。しかし、同年五月に至って始めて態度を鮮明にしたことは、勤王心に富む元就父子のとるべき態度ではない。このことから、繪旨降下のなかったことが判明する。

(4) 繪旨には、「隆元・正頼」と明記され、吉見正頼の名が隆元と列記されている。元就と正頼が同盟関係を結ぶのは天文二十三年五月以後である。この同盟関係樹立以前に、「隆元・正頼」と両名の名を列記し、陶追討を命ぜられていたことは不可解といえる。

二、「新裁軍記」^⑦の編者も、隆元の奉勅討伐のことは、「確かな史料がないため参考史料にも加えない」と記している。しかしながら、「奉勅討伐」のことは山口香山基地の勅選銅碑にも明記されていることであり、今後の慎重精

細な研究によって断定すべき事柄と考える。

右が瀬川所長の回答である。瀬川所長は「奉勅討伐」についての断定は、深重ないいまわしで避けてはいるものの、「奉勅討伐」という事実はなかったということを主張している。これに対し、毛利家家政協議人の一人であった上山満之進は、瀬川回答書を不満として、同年九月左のような意見書を毛利家へ提出した。大意は左の通りである。

一、毛利家の陶晴賢討伐は、「勅命によるもの」と断定する。その理由は、山中長俊の「中古日本治乱記」は単なる私書ではなく一種の公文書と考えるからである。瀬川所長も私と二人で話した時には、同書は「信を措くに足る」と言明されている。また、同書の史料価値については、「記載には根拠のあること」と回答書に述べているにもかかわらず、「枝葉に属する」ことをのみを取上げて「根本を見誤っている」といえる。そこで、瀬川説とは「所見を異にする」ので、それを左に述べる。

(1) 疏状奉呈時に隆元は備中守ではあったが、従五位下・大膳大夫ではなく、六年後にこれらの位階が与えられたという瀬川説は正しいであろう。しかし、「中古日本治乱記」はこの時より約五十年後に編纂されたものであり、隆元の最後の官名である従五位下や大膳大夫を誤記したことは、「微細の錯覚」であって、根本史料の確実性を傷けるものではない。

(2) 元就の陶追討態度未定時、隆元が陶追討の疏状を奉呈することは考えられないとある。確かに、当時元就が陶追討について苦慮していたことは事実である。しかし、表面陶を援助しつつ、裏面で隆元に陶追討の疏状を奉呈させたことは敵を謀るための手段であり、乱世には常用の方法であった。

(3) 繪旨降下後、直ちに陶追討を行わず数カ月を経過したことが不可解との論は、「弱をもって強を討つ」名将の神謀を解しない暴論である。強敵を討つためには、最善の時と場所とを考慮する必要があり、繪旨降下が直ちに行

動を起すことにはならない。

(4)吉見正頼と隆元の名が併記されていることは、理解し難いとのことであるが、離合集散は乱世の「事相」である。このようなことは異常なことではなく、「日常時」なことであり、瀬川所長が事の末葉にこだわっている結果、本質を見失っているためである。

二、「新裁軍記」に「奉勅討伐」の記載がみられないとのことであるが、同書は享保編と文政編の二書がある。記載のみられないのは享保編であり、文政編にははっきりと「奉勅討伐」の記載があり、「此盛大ノ義挙：疑フベカラズ」と書かれている。以上のことから、瀬川所長の疑点は解明されたと信ずる。また私は、勅選の銅碑に「奉勅討伐」が明記されているため、これを擁護する立場から瀬川説に反対するものでは決してない。もしそのような立場から瀬川説を批判するのであれば、感情で理論を圧殺するといわれても仕方がないであろう。私の立論はそのようなものではなく、瀬川所長が枝葉にこだわり根本を見失っていることを指摘するものである。

右が上山協議人の主張であった。上山は自説を展開するに当り、東京帝大史料編纂掛の渡辺世祐博士に、「中古日本治乱記」に対する評価を求めた。しかし、渡辺博士の助言を待つことなく、意見書を提出した。

同年十一月、渡辺博士は上山満之進に宛て、次のような書簡を送っている。

一、「中古日本治乱記」の隆元疏状・將軍義輝宛綸旨の二文書は、内容・形式共に問題点が多く、とても当時のものとは考えられない。

二、このことは、弘治元年に元就が厳島神社に納めた願文と比較して、はっきりと断定できることであり、二文書共に後人の偽作である。

三、従って、瀬川所長に対する反論の史料として、同じ「中古日本治乱記」を用いても、先ず勝目はないと考えられる。そのため、今後は「毛利家の家伝」のみを振りかざし、大上段からの説明が有効である。学術的論争は、かえって不利をまねく結果となる。家伝を強調する文献としては、「四代実録」に記載されていると主張されることを進言する。

この返信でみる限り、渡辺博士は瀬川説を肯定しつつも、毛利家のためには「家伝」を前面に押し出し、瀬川説を否定する立場をとっていることが分る。しかし、この両者の論争も、同年十二月に瀬川所長が毛利家に対して辞表を提出したことにより、終止符をうった。このため、出版できるようになっていた「毛利元就卿伝」「吉川元春卿伝」「小早川隆景卿伝」は、出版されなまま中断のうきめをみることになった。

この論争は、当事者間では知られていたが、広く世間に知られるという事件ではなかった。この論争を始めて世に紹介したのが三坂圭治著「毛利元就」である。三坂はこの論争を同書で九頁にわたり両説を紹介し、両説に対する批判として、「隆元・正頼」の「二人の名前を同じ綸旨に載せられるはずがないと考えるのは間違いである」とし、「二人の名前をいっしょに書き載せ」ることは「一向に差しつかえはない」と論断する。

この「奉勅討伐論争」をふりかえってみると、上山協議人は「勅選銅碑の擁護のために、瀬川説に反対するものではない」と言明しているが、この論争はどう考えてみても学問上の論争であったとは考えられない。上山説は、瀬川説に対して反論の形はとっているが、「微細の錯覚」「乱世の常用」などのことばのあやで論駁しているだけである。私は渡辺がいみじくも指摘しているように、隆元疏状・將軍義輝宛綸旨は偽文書だと思ふ。瀬川所長はこの点から、学問の見地に立ち「奉勅討伐」はありえないとしたのに対し、上山協議人は毛利氏の権威を擁護するという政治的な立場から反論を加えたのであり、両者の立脚点は異なっていた。従って、両者間の論争でよりよい結論が出される性格のものではなく、上山論文は学問的な反論の形はとっているものの、いわば瀬川所長へ対する辞職勧告文であっ

た。そのため、当然の結果として瀬川所長は辞表を提出したのである。こうして、三卿伝編纂事業は一時中断することになった。

- ① 三卿伝史料三一九「三卿伝奉勅討伐事蹟一件」
- ② この勅選の銅碑は現在も戦時中の供出をまぬがれ、同地に残されている。
- ③ 毛利元雄・吉川元光・小早川四郎・上山満之進、この史料は①と同じ。
- ④ 「」内は瀬川回答書の言葉。史料は①と同じ。
- ⑤ 後述のように二書あり。享保本は編者不明。文政本は明倫館学頭中村九郎兵衛編。
- ⑥ 史料は①と同じ。
- ⑦ 渡辺博士の意見書を参考にしたならば、もっと違った内容となったと考えられる。
- ⑧ 正しくは「大江氏四代実録」。幕末の藩主敬親の命により編纂されたもので、明治三年完成。これと共に「毛利氏四代実録論断考証」があり、両者併せて一四二冊ある。
- ⑨ 人物往来社刊 日本の武将32「毛利元就」

十五 両公伝編纂事業の進展と断絶

昭和三年七月、両公伝編纂所の事業として、記述体の「両公伝編纂史」に取り組むことになったことは（其の三）でふれた。本事業の基本方針と目次・スタッフも決定し、これ以後は新方針にそって着々と事業は進展した。

昭和四年十月一日、臨時両公伝編纂所事務取扱嘱托に、この年の三月まで第一高等学校長であった杉敏介^①が、年俸三、〇〇〇円で就任した。これは両公伝の所長であった上山満之進が、毛利家家政協議人となるためにとられた措置であった。同年十二月十日、上山は両公伝編纂所長を正式に辞任して直ちに家政協議人に任命され、杉は同日付けで

両公伝編纂所長に就任した。^②

昭和五年五月、毛利家記録課へ東京帝大史学科をこの年の三月に卒業した文学士三坂圭治が、渡辺世祐博士の紹介で来課した。三坂の来課の目的は、吉敷毛利家に関する史料を取調べるためであった。三坂は当時、「吉敷村史」の編纂を依頼され、同書を執筆するために吉敷毛利家を調査中であった。同年九月、両公伝編纂員の安藤徳器が突然辞表を提出し、それが受理された。両公伝編纂事業にとり、これは思いもかけないハプニングであった^③。そこで杉所長が、安藤編纂員の後任として白羽の矢をたてたのが三坂圭治であった。三坂はこの頃記録課に出入していた関係上、記録課員や両公伝編纂所員とも顔なじみであった。安藤編纂員の後任して、三坂が入所すること承諾したので、同年十月から勤務することになった。しかし、この三坂の入所は、両公伝事業にとり、大きな変化をもたらすことになった。三坂は最高学府出身の学歴をもち、歴史学を専攻した専門家であった。三坂の身につけていたアカデミックな実証的洞察力は、他の編纂員がもつ漢学者流史観とは、趣きを異にした。また、当時の所員は全員が和服であったが、三坂は洋服で通勤したので、服装の面からも一つの変化をもたらした。^④

昭和六年の記録課は、前節で述べたように「奉勅討伐論争」のため、時山弥八は上山満之進の代理として、たびたび東京帝大の編纂掛に行き、渡辺世祐博士に面会している。また、時山は同年五月には未整理史料のうち、近代物・遠用物の整理が終了したので、六月から新たに重要書類の整理を始めている。昭和七年に入ると、再び近代物・遠用物の再整理をはじめ、文政期以前の史料を遠用物、文政期以降の史料を近代物と規定した。^⑤昭和八年も引続いて同史料の再整理を行っている。同年、国学院大学の学生高橋政清が来課し、卒業論文作成のために長州藩の開作関係の史料を連日閲覧している。同年十二月、時山は脳出血で倒れて退職し、翌年に死去した。^⑥

昭和七年、両公伝編纂所では富田武一編纂員が病気で死亡したので、一名欠員となった。そこで昭和九年九月、高

橋政清が編纂員として入所した。また、同年から、三坂圭治が時山弥八のあとを受け、両公伝編纂員兼務で記録課長に任命された。この頃、末村・佐々木両編纂員は退職後病死した。このため、昭和三年からの職員は妻木忠太一人となり、残りは所長以下全員が交代とするという事態となった。昭和十一年から十三年に至る三カ年の、所員の勤怠表は次のとおりである。

執務総日数	出勤日数	欠勤日数	氏名
八九四	八九四 内出張一五 引五	〇	妻木忠太
同	八八五 内夏休四	九	三坂圭治
同	八八二 内夏休六 出張二	一二	高橋政清
同	八二九	六五	松本二郎
同	八八五	九	鈴木研介
同	八九〇	四	岡村辰彦
同	八七六	一八	岡乙熊
六六七	六六一 内引八	六	有吉芳一
五六七	五四一	二六	安本善助
五六七	五六二	五	村上寿重

この表には、非常勤である杉所長の名前はみえないが、常勤職員が十名いたことが分る。しかし、編纂員は主任の妻

木と三坂・高橋の三名だけであり、松本以下七名はいずれも写字生であった。従って、妻木の片腕として編纂に従事する者は三坂・高橋だけであり、残りの写字生はこれまで死去・退職した編纂員の原稿を、毎日清書することが主要な業務であった。

これより先昭和十二年に日中戦争が勃発し、さらに昭和十六年には太平洋戦争へと発展した。この間両公伝編纂所は、山口県内に残されていた村落史料(小郡林家・西市中野家)、県史編纂所収集史料、県庁所蔵の旧藩記録などを借用筆写している。昭和十六年三月、高橋政清は依願免となって帰郷し、両公伝編纂事業は老齢の妻木をたすけつ三坂圭治一人の双肩にかかっていた。三坂の孤軍奮闘により、かろうじて両公伝事業は継続していたのであった。

昭和十八年四月、杉敏介所長が退職し、代って伊木寿一が両公伝編纂所長となった。この交代の理由は、杉はかねてから歴史の専門家ではなかったため、適当な人物がいるなら譲りたいと考えていたことによる。同年三月、伊木が東京帝大史料編纂掛を停年退職したので、伊木に所長職を譲ったのであった。翌十九年一月、伊木所長は次のような報告書を毛利家に提出した。

臨時両公伝編纂所ハ、昭和二年十月ノ編纂計画并ニ同三年七月ノ編纂方針ニ基キテ、専ラ其ノ進捗ニ努力シ、本年三月ヲ以テ、漸ク初稿ノ終了ヲ告ゲタルコトハ、晨ニ報告ニ及ベリ。爾來修正ノ準備ニ努メ、明年度ニ於テ之ニ着手センコトヲ期シタリ。今年年度ニ於テ、編纂又ハ増補セル各章目、修正準備進捗ノ状況、史料蒐集并ニ騰写ノ概要等、別記ノ通り及報告候也。

昭和十九年一月二十五日

臨時両公伝編纂所長 伊木寿一

公爵毛利家総務 野村盛康殿

と求べ、別記を要約すると次のように記している。

一、伝記編纂及修正準備の概要

- (1) 所長は文政二年〜文久二年に至る公父子の動静年表を作成す。
 - (2) 妻木編纂員は中野家史料を用い、二編十六節を増補す。
 - (3) 三坂編纂員は分担の全功程を完了し、修正のための一編三節の項目を設置す。
 - (4) 鈴木職員は考証史料整備、要路一覽、諸都代官進退録の編修をす。
- 二、史料の蒐集并に謄写等の状況

- (1) 山口図書館所蔵の地下上申付属絵図描写をなすが、筆生の雇用難のための進捗せず。
 - (2) 筆生の補充困難のため、邸内婦人の助力を得たり。
 - (イ) 伝記原稿の浄書は雇員により計六、八二二枚了す。
 - (ロ) 各地宰判本控の謄写は邸内婦人の助力を得て、合計十四冊了す。
 - 三、山口図書館蔵の旧記類は本年度にて整本を終了し、合計八七六冊を完了す。
- 以上が伊木報告書の概要である。そこで、当時の職員を一覽表にすると次のようになる。

所長	伊木 寿一	月給	八五円
編纂員（兼記録課長）	三坂 圭治	月給	一五〇円
雇員	鈴木 研介	月給	八五円
同	岡村 辰彦	月給	七五円
同	岡見 寛吉	月給	七五円

この時の職員は所長以下五名であった。しかしながら、この表に妻木忠太の名がみえない。この一月時点では、妻木は病氣のため休職していたのである。妻木はこの年の三月に病死したが、年齢は七十四歳であった。妻木の後半の人生は、両公伝完成のために燃えつきたといつてよいであろう。

この後太平洋戦争は熾烈化し、東京は米軍機の空襲により焼野原となったが、幸いにして毛利邸は戦災をまぬがれ、両公伝事業は細々ながらも継続した。

昭和二十年八月十五日、日本はポツダム宣言を受け入れ、敗戦国となった。このことはこれまでの社会構成に大変革をもたらし、毛利家も両公伝編纂事業を続行することが困難となった。このため、昭和二十二年三月、左のような報告書^⑨を伊木所長が提出し、明治初年からえんえんと約七十年間にわたって続けられた同事業も、終止符をうつこととなった。

事業報告書

昭和二十一年度ニ於ケル所員四人ノ従事セル事業ノ概略ヲ報告スルコト、左ノ如シ。

一 所長ハ前年度ニ引続キ、主トシテ忠愛公伝ノ補足修正ニ従ヒ、同公青少年時代ノ伝記ヲ書キ改メタルヲ始メ、既成稿本ノ全部ヲ通覽シテソノ不備ヲ補ヘリ。但草稿コレ無キ第四編、及び原稿不完全ニシテ未整理ナル第三編第一章乃至第三章、第五編全部、第六編全部ハ未ダ着手スルニ及バズ。

一 鈴木編纂員ハ前年度ニ引続キ、忠正公日常御動静要覽ノ慶応二年以後明治四年三月迄デノ編纂ヲ完了セリ。

一 安本・岡見両雇員ハ前年度ニ引続キ、役員進退録ノ騰写校合ニ従事シ、金子元編纂員ノ退職ニ因リ、未済トナレル役員進退録「ハ」行以下ヲ継襲シテ、ソノ十二冊ノ騰写並ニ校合ヲ完了シ、引継キイロハ別役進退、及び役進退ノ綜合騰写ニ移リ、ソノ「タ」ノ部「レ」ノ部、及び「ナ」ノ部以下未完了ニテ中止ス。

昭和二十二年三月

両公伝編纂所長

伊木寿一

財団法人毛利報公会理事長 入江貫一殿

現在これらの史料は山口県文書館に、「両公伝史料」として毛利家文庫と共に毛利報公会から寄託され、三、一四六冊の史料を一括して保存している。同史料は「仮目録」を作成しているので、誰でも閲覧し利用することができる。このうち約一、二〇〇冊は収集史料であって、藩府・宰判・志士各家・豪農商家の史料である。また、約八〇〇冊は両公伝の稿本であり、大部分は出版できるまでに仕上がっている。さらに、約一、一〇〇冊は編年史料であって、本史料の核ともいふべき性格の史料であり、年月日さえ判明すれば直ちに同日の両公の動静や長州藩の動向を知ることができる。残りの若干の史料は、両公伝関係の職員がそれを左右に置き、日常使用したと思われる「要路一班」や「手控」の類である。

① 玖珂郡周東町出身で国文学専攻。毛利家文庫一九日記六

四毛利家高輪事務所記録日記。

⑤ この史料は①と同じ。

⑥ 三坂圭治氏談による。時山弥八の生涯は、両公伝事業に捧げ

② 「上山満之進」(上山翁記念事業会発行・非売品)及び

つくした一生であった。

③ の史料参照。

⑦ 「両公伝諸報告綴」無番号。

③ 「安藤編纂委員は妻木主任と意見があわず、そのため辞職した」三坂圭治氏談。

⑧ 史料は⑦と同じ。
⑨ 表は⑦より作成。

④ この話しも三坂圭治氏の談話であり、洋服を着ていると「ツツポウをきている」といわれたとのこと。

⑩ 史料は⑦と同じ。

十六 三卿伝編纂事業の再開と断絶

三卿伝編纂事業は、昭和六年十二月に中断したままで五カ年が経過した。昭和十一年九月、毛利家家政協議人上山満之進は渡辺世祐博士に三卿伝編纂事業の再出発を依頼した。それは渡辺が同年春に東京帝大史料編纂掛を停年退職したからであり、この渡辺を所長に迎えることによって、上山は中止したままの三卿伝事業を完成させようとしたのであった。渡辺は上山の要請を受諾し、毛利家・吉川家・小早川家の了解のもとに、同年十月一日から三卿伝編纂所を再開した^①。

再出発に当り、渡辺は三家と次のような約束をかわした。

(1) 再出発する三卿伝編纂事業は、一応の用途を五カ年計画とし、期限内に完成するよう努力すること。

(2) 毛利元就に隆元を加え、吉川元春に元長を加え、小早川隆景は従前通りとし、新たに毛利輝元を加えて六卿伝とする^②。

(3) 編纂員の採用は渡辺所長に一任すること。

この新方針のもとに、野村晋城・吉村宮男両名を編纂員として採用した。この両名共に東京帝大の史学科を卒業したばかりの、新進の研究者であった。編纂事業は先ず旧編纂物を整理し、新しい文書・記録を追加記録することから手がけ、第一に元就・隆元両卿の伝記、第二に元春・元長の伝記、最後に輝元・隆景の伝記を編纂することにした。しかし、当初の五ヶ年間に野村編纂員は元就・隆元・輝元の三卿を、吉村編纂員は元春・元長両卿を担当し執筆にとりかかった。そうして、渡辺所長は両名の原稿を訂正・修補(監修)することとした。

ここで気付くことは、小早川隆景伝が欠除していることである。小早川隆景伝は、上山満之進の強い要請により、

かつて瀬川所長の下で隆景伝を編纂した川上多助に、渡辺所長が旧稿を修訂増補するよう働きかけていた。その結果、吉村編纂員の助力もあって、昭和十四年十一月に出版された。同書は「小早川隆景」と題し、川上・渡辺の共著として、私版本の形で三教書院から発行された。本書のこのような形での出版は、三卿伝編纂所の方針とは異なるものであった。しかし、本書の出版は上山の強い要請により始められたものであったため、上山は十三年に死去したが、「君の靈前に供進」^③するため、「君が景仰」^④していた「人間隆景」^⑤をえがいたものとして、本書は出版されたのである。本文は川上が書き、渡辺博士が序文と監修を行ったと考えられる。

このように、少しの廻り道はあったが、六卿伝編纂事業は進展する。だが、十四年十月に吉村編纂員が応召し欠員が生じたので、同十五年四月に国学院大学史学科を卒業していた白杵華臣が編纂員として就任し、同年七月には同大学同科卒の伊木尚茂が新たに編纂員として採用され、両名が小早川隆景伝を執筆することになった。このことにより、六卿の伝記が一応揃う形となった。こうして当初の期限である昭和十六年九月に至ったが、各伝記は未完了であったので、二カ年延長することになった。白杵編纂員は十七年三月に応召し、またもや欠員が生じたが補充はせず、約束の十八年九月末日には当初の約束通り、六卿の伝記が完成した。そこで三卿伝編纂所は渡辺所長と、当初から従事していた野村編纂員一人を出版要員として残し、他の編纂員は退職した。

六卿伝の出版は、十八年十月から二カ年計画で行われることになった。最初の巻である「毛利元就卿伝」上巻は、昭和十九年に三、〇〇〇部印刷し定価一〇円で六盟館から発売された。しかしながら、この後の出版は太平洋戦争の影響をうけ、印刷用紙の不足のため出版できず、昭和二十年の敗戦を迎えることになった。この間、三坂圭治も三卿伝編纂員を命ぜられ、三卿伝の出版に努力した。しかしながら、戦後の社会変動により三卿伝事業は中断したまま廃刊されることになり、同編纂所史料は渡辺博士の就職先である明治大学の研究室に移された。

昭和三十二年四月、渡辺博士は病気のため死去した。渡辺博士は生前六卿伝の出版を強く希望し、その実現のために努力したが、戦後の歴史学界の事情はそのような出版できるような状況ではなかった。同年八月、東京毛利家高輪所長長井弘は、明治大学に対して三卿伝史料の返還方を要請した^⑥。明治大学はこれを快諾し、毛利家文庫が収蔵されている山口県へ、同年九月毛利家を通して返送された。

現在、山口県文書館に、三卿伝史料は「毛利家文庫」「両公伝史料」と共に収蔵されている。総冊数は一、九一六冊あり、中心をなす六卿伝の稿本は約二〇〇冊ある。稿本には初稿本・定稿本などの稿別がある。六卿伝というからには、六卿の名前の伝記があるように考えられるが、稿本の名前は四卿である。「毛利元就卿伝」に隆元は加えられ「吉川元春卿伝」に元長は加えられていて、これに「小早川隆景卿伝」「毛利輝元卿伝」を加えた四卿である。同史料は、稿本以外に諸家文書・史料が約五〇〇冊あり、編年文書・史料・人名索引などが約三〇〇冊、写真に撮影した史料が一五〇点、地図が三〇〇枚余ある。この残りは、参考図書や調査報告書である。

きくところによると、当時の関係者間で四卿伝出版の話しがまとまり、毛利報公会の責任において近く出版されるという。故人となられた執筆者や監修者の苦勞が、報いられる日の一日も早いことを祈念するものである。

①「毛利元就卿伝」序文による。なお、この節の記述は多

くこの序文による。

②「小早川隆景」序文による。

③これは筆者の推測である。

④この「小早川隆景」は発行部数が少なく、入手できない

⑤「山口県文書館史料入手の経緯」による。

本の一つであったが、昨年八月徳山市のマツノ書店から

復刻された。

おわりに

今回をもって、四回にわたり連載した「毛利家編纂事業史」を完結する。私がこのよう「事業史」を書きはじめた理由は、「はじめに」で述べているように、毛利家文庫史料の中に「箱物」とか「部寄」とか、まことに理解しがたい史料群や名称の存在に疑問をもったからである。しかし、今ふりかえてみると、もう一つの理由があったのである。それは、昭和四十年にテープレコーダーを文書館が購入した時、当時山口大学教授であった三坂圭治先生に、「毛利家文庫の生い立ち」について話してもらったことである。その談話は職員五名が交互に質問し、それに先生が回答されるという形をとったが、これがテープレコーダーの初録音であり現在でも残されている。今年正月、このテープを倉庫の隅で発見し、一日かけてくりかえしこの録音をきいた。そうして、この録音をした時に今回の執筆をおもい立ったことをあらためて想い出した。このテープの中で、三坂先生は何度も「この話しは当時の記録で確かめてほしい」と発言されている。従って、私のこの「毛利家編纂事業史」は、この三坂先生の要請に応えるものとして書きはじめたものであった。最初から最後まで嫌な顔一つせずに、私をご指導下さった三坂先生に深く感謝し、厚くお礼を申し上げると共に、拙文と不勉強のため、先生の要請に応えることができなかったこと恥じるばかりである。と同時に、明治以降毛利家の編纂事業にたずさわってこられた先人の業績を大切にし、そのよき伝統を守り発展させることが、文書館職員の責務であることを痛感する次第である。